

令和4年度第4回多良木町議会(12月定例会議)

招集年月日	令和4年12月6日					
招集の場所	多良木町議会議場					
議会日時及び 開閉宣告	開	議	令和4年12月12日			午前10時00分
	散	会	令和4年12月12日			午後1時34分
応招（不応招） 議員及び出席 欠席議員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招	議席番号	出欠	氏名	議席番号	出欠	氏名
	1	○	高橋 裕子	7	○	源嶋 たまみ
	2	×	中村 正徳	8	○	豊永 好人
	3	○	林田 俊策	9	○	久保田 武治
	4	○	坂口 幸法	10	○	宇佐 信行
	5	○	村山 昇	11	○	猪原 清
	6	○	魚住 憲一	12	○	落合 健治
会議録署名議員	3番	林田 俊策		12番	落合 健治	
職務のため出席した者の職氏名	事務局 長	浅川 英司		議事参事	山本 美和	
説明のため出席 した者の職氏名	職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	吉瀬 浩一郎		生涯学習課長	黒木 庄一郎	
	副町長	塚本 健		生涯学習課	椎葉 直宏	
	教育長	佐藤 邦壽		住民ほけん課長	岡本 雅博	
	会計管理者	木下 孝二		住民ほけん課		
	総務課長	仲川 広人		福祉課長	新堀 英治	
	総務課	金子 めぐみ		福祉課	山村・大石	
	企画観光課長	林田 浩之		建設課長	林田 裕一	
	企画観光課	佐々木 英人		建設課		
	危機管理防災課長	椎葉 純		農林整備課長	水田 寛明	
	危機管理防災課	大森 博範		農林整備課		
	税務課長	東 健一郎		産業振興課長	小林 昭洋	
	農委事務局長	小田 章一		産業振興課	竹下 政孝	

会 議 に 付 し た 事 件

議案第27号	熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
議案第28号	公の施設における指定管理者の指定について
議案第29号	多良木町学校給食費条例を定めることについて
議案第30号	多良木町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第31号	多良木町一般職の職員の給与に関する条例及び多良木町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第32号	多良木町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第33号	多良木町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第34号	多良木町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第35号	多良木町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第36号	多良木町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第37号	多良木町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第38号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第39号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第40号	多良木町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第41号	多良木町国営川辺川総合土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第42号	令和4年度多良木町一般会計補正予算（第5号）
議案第43号	令和4年度多良木町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第44号	令和4年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第3号）
	一般質問

開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

○議長(高橋裕子さん) ただいまの出席議員は 11 名です。本日は、2 番中村正徳議員から欠席届が出ております。ほかは全員出席で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。

これから、本日の会議を開きます。

日程第 1 「議案第 27 号」 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

○議長(高橋裕子さん) それでは、日程第 1、議案第 27 号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 27 号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

日程第 2 「議案第 28 号」 公の施設における指定管理者の指定について

○議長(高橋裕子さん) 次に、日程第 2、議案第 28 号、公の施設における指定管理者の指定についてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 28 号、公の施設における指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第3 「議案第29号」 多良木町学校給食費条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第3、議案第29号、多良木町学校給食費条例を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号、多良木町学校給食費条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第4 「議案第30号」 多良木町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第4、議案第30号、多良木町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号、多良木町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第5 「議案第31号」 多良木町一般職の職員の給与に関する条例及び多良木町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第5、議案第31号、多良木町一般職の職員の給与に関する条例及び多良木町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。
お諮りします。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。
したがって、議案第 31 号、多良木町一般職の職員の給与に関する条例及び多良木町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第 6 「議案第 32 号」から日程第 13 「議案第 39 号」 一括質疑

○議長(高橋裕子さん) 次に、日程第 6、議案第 32 号、多良木町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてから、日程第 13、議案第 39 号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてまでの 8 議案については、一括議題としており、既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

この質疑は、議案第 32 号から議案第 39 号までを対象として、一括して質疑を行います。質疑をされる場合は、議案とページ数をお願いいたします。質疑はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

日程第 6 「議案第 32 号」 多良木町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長(高橋裕子さん) 質疑なしと認めます。
これから、議案第 32 号から議案第 39 号までの討論と採決を行います。
この討論と採決は、議案第 32 号から議案第 39 号までをそれぞれ 1 案件として、個別に討論と採決を行います。
それでは、議案第 32 号、多良木町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについての討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。
お諮りします。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。
したがって、議案第 32 号、多良木町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第7 「議案第33号」 多良木町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、議案第33号、多良木町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについての討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号、多良木町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第8 「議案第34号」 多良木町職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、議案第34号、多良木町職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を定めることについての討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号、多良木町職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第9 「議案第35号」 多良木町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、議案第35号、多良木町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を定めることについての討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号、多良木町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第 10 「議案第 36 号」 多良木町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、議案第 36 号、多良木町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例を定めることについての討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 36 号、多良木町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第 11 「議案第 37 号」 多良木町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、議案第 37 号、多良木町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについての討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 37 号、多良木町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第 12 「議案第 38 号」 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、議案第 38 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについての討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 38 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第 13 「議案第 39 号」 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を
改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、議案第 39 号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについての討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。
お諮りします。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。
したがって、議案第 39 号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第 14 「議案第 40 号」 多良木町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する
条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 14、議案第 40 号、多良木町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。
既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。
お諮りします。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。
したがって、議案第 40 号、多良木町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第 15 「議案第 41 号」 多良木町国営川辺川総合土地改良事業負担金等徴収条例
の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 15、議案第 41 号、多良木町国営川辺川総合土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。
既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。
お諮りします。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 41 号、多良木町国営川辺川総合土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第 16 「議案第 42 号」 令和 4 年度多良木町一般会計補正予算(第 5 号)

○議長(高橋裕子さん) 次に、日程第 16、議案第 42 号、令和 4 年度多良木町一般会計補正予算(第 5 号)を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9 番久保田武治さん。

○9 番(久保田 武治君) 3 点伺いたいと思います。まず 131 ページになります。

款の 7、商工費、項 1、商工費、目、商工総務費、節 10 の需用費なのですが、この中に光熱水費の 30 万円が補正ということで計上されておりますが、これはどのような事情で計上してあるのか、その点について伺いたいと思います。

○議長(高橋裕子さん) 小林産業振興課長。

○産業振興課長(小林昭洋君) お答えいたします。

今お尋ねの光熱水費 30 万につきましては街路灯分でございます、電気料金値上げによる補正でございます。終わります。

○議長(高橋裕子さん) 9 番久保田さん。

○9 番(久保田 武治君) それについてはどこに、あの具体的な施設とか、そういうことではないわけですか。その点についてはどうですか。

○議長(高橋裕子さん) 小林産業振興課長。

○産業振興課長(小林昭洋君) はい、具体的に基数が増えましたとか、そういうものではございません。今ある既存の数の電気料金の値上げによるものだけでございます。終わります。

○議長(高橋裕子さん) 9 番久保田さん。

○9 番(久保田 武治君) 二つ目に移ります。次のページの 132 ページになります。

款の 9、消防費、項 1、消防費、目 3、消防施設費、節の 17 の備品購入費ということで、小型動力ポンプ 23 万 1,000 円が減額となっておりますが、これはどのような理由によるものなのか、その点についてご説明いただきたいと思います。

○議長(高橋裕子さん) 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長(椎葉純君) 一応こちらの 23 万 1,000 円の減額分でございますが、こちらは今年度、消防の 2 分団 3 分と 8 分団のポンプを購入しております。その入札残でございます。

○議長(高橋裕子さん) 9 番久保田さん。

○9 番(久保田 武治君) もう 1 点伺います。同じくその下にあります款の 9、項 1、消防費で目 4、災害対策費、節 14 の工事請負費、指定避難所整備工事 58 万 5,000 円の減額があがっておりますが、これは一体どのような理由によるものでしょうか。

○議長(高橋裕子さん) 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長(椎葉純君) 一応こちらの工事請負費 58 万 5,000 円の減額につきましても、指定避難所、こちら黒肥地小学校のマンホールトイレを整備しまして、そちらの入札残でございます。以上です。

○議長(高橋裕子さん) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋裕子さん） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。
お諮りします。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。
したがって、議案第 42 号、令和 4 年度多良木町一般会計補正予算（第 5 号）は原案のとおり可決されました。

日程第 17 「議案第 43 号」 令和 4 年度多良木町下水道事業特別会計補正予算 （第 2 号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 17、議案第 43 号、令和 4 年度多良木町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。
お諮りします。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。
したがって、議案第 43 号、令和 4 年度多良木町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 18 「議案第 44 号」 令和 4 年度多良木町介護保険特別会計補正予算 （第 3 号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 18、議案第 44 号、令和 4 年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。
お諮りします。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。
したがって、議案第 44 号、令和 4 年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、

原案のとおり可決されました。

日程第 19 一般質問

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 19、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

4 番坂口幸法さんの一般質問を許可します。

4 番坂口幸法さん。

坂口 幸法君の一般質問

○4 番（坂口幸法君） おはようございます。審議・採決が早く終わってですね、11 時ぐらいかなとは思ってたんですが、30 分も早まってですね、ちょっと緊張しておりますが、通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。

まず初めにですね、多良木町の国土強靱化地域計画書及び地域防災計画について質問いたしたいと思います。

多良木町国土強靱化地域計画書の中で強靱化に向けた取り組み姿勢として、災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高め、地域経済の持続的な成長につなげると共に、各地域の特性を踏まえつつ、地域間の連携を強化する視点を持つため、各行政区に地区防災計画書の作成状況と今後の取り組み等についてというところで質問をまずはしたいと思います。

まず初めに、地区防災計画とは、一定の地域にお住まいの皆様が、自分たちの地域の人命、財産を守るための助け合い、共助について自発的な防災活動計画を策定することです。

近年、気象災害、土砂災害等が発生しており、また今後、発生が危惧されている首都直下地震、南海トラフ地震等の大規模広域災害に備え、自助、共助の役割の重要性が高まっております。一方で従来、地域防災力向上のために活躍していた消防団、自主防災組織等は、少子高齢化等、社会の変化に伴い活動が縮小している等の問題が発生しております。

このような状況を踏まえ、地域コミュニティにおける共助による防災活動を強化する必要があるため、平成 25 年の災害対策基本法に自助及び共助に関する規定が追加され、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が新たに創設されたことにより、本町も現在、各地区の防災計画作成中であるが、5 月の末の現在の作成状況を見てみると、多良木 23 行政区、多良木地区ですね、多良木 23 行政区のうち、作成済みが 6 行政区、作成途中が 11 行政区、未作成が 6 行政区、連絡網がある行政区は 11 行政区で、無い行政区は 12 行政区であります。また久米が 12 行政区のうち、作成済みがゼロ、作成途中が 7 行政区、未作成が 5 行政区、連絡網がある行政区は 3 行政区で、無い行政区は 9 行政区であります。また黒肥地地区は 12 行政区のうち、作成済みが 2 行政区、作成途中が 9 行政区、未作成が 1 行政区、連絡網がある行政区は 9 行政区で、無い行政区は 3 行政区でありました。

確か 9 月 30 日は地区防災計画書の提出期限だったと思いますが、現在の作成状況はどのくらいいつているのかお伺いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） これより町長、関係課長の答弁を許可します。

椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉純君） それでは、お答えいたします。

地区防災計画書の作成につきましては、昨年の 12 月に球磨川の浸水想定区域に位置する七つの行政区を対象に、地区防災計画作成支援研修会を実施しております。また今年の 8 月

には、全ての自主防災組織の会長を対象とした作成研修会も実施しておりまして、こちらには防災士会からも計画作成のサポート役として参加をいただき、作成支援研修を実施したところでございます。

地区防災計画書の作成状況につきましては、11月末現在、47行政区中、37行政区で作成をされております。残りの10行政区につきましても、引き続き作成の依頼、作成支援を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（高橋裕子さん） 4番。

○4番（坂口幸法君） 今、課長の答弁で11月末の現在で、作成済みが47行政区のうち37行政区で、未だまだ作成されていないところが10行政区あるという報告でありました。

地区防災計画は義務ではありませんが、地域住民の命が助かるために、人間力・地域力・暮らし方を地域住民が自ら想像することは、自分たちの地域は自分たちで守るといった防災意識の向上にもつながると思うし、まちづくりの根幹をなす取り組みだと思っておりますが、今後、その残り10行政区も含めて、また要請していくということでしたが、どのような具体的な取り組みを含めて検討されているのかお伺いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉純君） それでは、お答えいたします。

今後の取り組みについてということですが、今後は、各地区において作成された計画書に沿った継続的な自主防災活動を実施していただきまして、活動後は、地区住民で話し合いを行っていただき、反省点等を反映した地区防災計画書の見直しを行っていただくことが重要だと考えております。

そのためにも、自主防災組織の強化を図っていくことが重要だと考えております。引き続き、組織のリーダーを対象とした研修の開催、また本町には防災士会として、会員として50名ほどいらっしゃいますので、その方にも協力を仰ぎながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（高橋裕子さん） 4番。

○4番（坂口幸法君） あの今、防災士の今後の重要性も含めて、この計画に当たってはですね、指導を仰ぎながら、そうやってやっていくというところで今お話がありましたけど、今50名ほどの防災士がおりますが、その47行政区を各地区に1人ずついるわけではございませんので、47行政区がある中に、その防災士も含めてですね、1人こう担当地区を決めていただいて、今後のそういう防災意識の向上だったり避難訓練、いろんな専門的な知識を持っていらっしゃる防災士でもございますんで、ぜひですね、防災士1名を担当地区に振り分けというのか、位置づけを今後、検討するべきではないのかなと私は個人的には思っておりますが、特にとりわけですね、一番、槻木地区の3地区はほとんどそういう防災計画書も含めてですね、防災士もいないというところで、そういうところで防災士の派遣なり、いろんなことも含めて今から検討していくべきではないかと思っておりますが、町長としてはどのような考えをお持ちなのかお伺いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 今、議員おっしゃるように47行政区に全てにやはりアドバイザーといえますか、そういう形での防災士の方を配置するという必要だと思います。

やはり全ての区が、47行政区が逃げ遅れゼロという形ですね、災害から身を守るという形、これがやっぱり町の一番基本的な形だと思いますので、それはそういう方がいらっしゃったら、ぜひやっていただくようにということをお願いをしたいと思っておりますし、もしなかったらですね、そういう方が適当な方がいらっしゃらなかったら、今、議員おっしゃったように、そういう方を派遣するような形でですね、危機管理防災課と協議をしていきたいと思っております。

○議長（高橋裕子さん） 4番。

○4番（坂口幸法君） ぜひですね、いないところはですね、そういうところも含めて、防災士もその地区地区でいますんで、そこはそこでいいんですけど、いないところは、例えば同じ地区に2人いらっしやるとか、3人いらっしやるところもあるので、そういうところで希望を取っていただいでですね、そういうふうな各地区に防災士の担当地区を決めていくようなことも含めて今後、検討していただければと思っておりますんで、よろしくお願ひします。

また防災士会自体もですね、勉強も、研修レベルアップも含めてですね、日本防災士会の方でも地区防災計画に取り組むためのですね、ツールとかがあります。例えばパワーポイント教材とか、被災地の写真、資料、データを作成するホームページがですね、アップされておまして、誰でも自由にダウンロードして利用できる状態になっております。

また地区防災計画解説ビデオもアップされているので、先ほど言いましたように、防災士のレベルアップに活用していただき、できれば作成率100%を目指してですね、頑張っ、私たち防災士会も含めてですね、一緒に多良木町の防災の向上に努めていければと思っておりますんで、よろしくお願ひします。

また併せてですね、子どもたちへの防災教育もですね、充実も図っていただきたいと思っております。

次に2番目の、大規模災害時の多数の被災者に対し、食料等の物資供給を迅速に行えるよう、町中心部に、ただいま災害用備蓄倉庫を整備されているようではありますが、今後は孤立化する地域に対しての食料や飲料水など、最低限必要な備蓄品並びに備蓄倉庫の整備は必要と思ひますが、いかがお考えかお伺ひしたいと思ひます。

○議長（高橋裕子さん） 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉純君） それでは、お答えいたします。

孤立する可能性の高い地区への物資の備蓄につきましては、必要性を感じているところでございます。

現在、特に孤立する可能性が高いと思われる槻木地区におきましては、飲料水や食料、段ボールベッド等を、槻木小学校と元下槻木小学校に備蓄をしております。

○議長（高橋裕子さん） 4番。

○4番（坂口幸法君） 前回の豪雨の時にも、7月豪雨だったですかね、槻木地区も色んな所で孤立されて、そういう皆さん小学校に集まってっていう写真等も拝見しまして、そういう所に備蓄食料品等もあるというところで、それを利用されたのかなと思っておりますが、特にですね、やはり孤立地域がですね、やっぱり孤立する地域が多良木町にはございまして、今後、備蓄の食料品並びにですね、備蓄倉庫も検討する必要があるのかなと思っております。

特にまた槻木もありますが、北部の方もですね、まだ備蓄はあるのかないのかも含めて、まだそこまで私は把握しておりませんが、槻木地区だけじゃなくてですね、柳野・松ケ野・宮ケ野地区も含めて、そういうところも今後、検討していくべきではないかなと思っておりますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（高橋裕子さん） 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉純君） それでは、お答えいたします。

本町の北部の地域につきましても、孤立する可能性のある地区がございまして、そちらにつきましても地元の区長と協議し、備蓄の物資ができればと考えております。

備蓄倉庫の整備につきましては、設置場所等の制限もありますので、地区の公民館ですとか小学校とか、そういったところに備蓄できないかということで、併せて協議ができればと考えております。

○議長（高橋裕子さん） 4番。

○4番（坂口幸法君） ぜひですね、本当に孤立する地域はもう北部、南部も含めてですね、ぜひ地元の区長の方々とですね、会議をしていただいて、そういう方向性で今後、検討をお願いしたいと思います。

またこれからちょっとこの備蓄に関しての質問は同僚議員とかぶるかもしれませんが、賞味期限前ですね、防災備蓄食料品の保存、食料品や保存水の取扱い、今回、源嶋議員の資料見させていただきましたが、食料品とか水は約5年間の保存期間がありますが、ある程度まだまだ賞味期限があるので安心しているような状態ですが、今後ですね、そういう期限切れがなった場合の町の食料品、備蓄食料品に関してのですね、取扱いはどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉純君） それでは、お答えいたします。

現在、期限が迫っております食料、飲料水につきましては、総合防災訓練の際に炊き出し訓練として活用しまして、指定避難所に避難された住民に対し配布を行っているところでございます。

また飲料水につきましては、期限を過ぎましても生活用水として活用できますので、そちらは長期の保管を予定しております。

また備蓄の購入年度によりましては、総合防災訓練だけでは活用しきれない場合が出てくることが想定されます。その際は、担当課レベルでの今の考えでございますが、防災教育の一環として小・中学校での炊き出し訓練、防災食の試食等ができればと考えております。以上です。

○議長（高橋裕子さん） 4番。

○4番（坂口幸法君） 今、課長の答弁にありましたように、総合防災訓練の時にそうやって配布することも含めて、今後、関係課、その課と防災教育に向けた、そういう期間間近な食料品も含めて、炊き出し訓練とか、そういうところに活用していきたいという話がありました。

私もこれからそういう提案ではございますが、賞味期限切れや保存状況の悪化で食べられなくなった備蓄品の活用可能であるうちゅうことで、ほとんどの防災備蓄食品には栄養が豊富に含まれているそうです。

アルファ米や乾パンは、以前から家畜の飼料としてですね、活用されているところもあるそうで、防災備蓄食料品の飼料化も進めている団体では、備蓄食料品を養豚農場に届けており、育てられた豚肉は学校給食に使われているそうです。

岐阜県土岐市の教育委員会では毎年1回、防災の日に非常食のレトルトカレーを学校給食として提供していて、他にも災害用備蓄食料を活用した料理レシピを考案する取り組みも実施しているというところであります。子どもたちへの防災教育にもつながるし、防災備蓄食品のフードロス削減にもつながると思いますが、今後こういうことも実施、検討できないかというところでお伺いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、今ご提案いただきました家畜の飼料というのは、私も初めて聞いたんですけど、それから岐阜県の土岐市のレトルト食品ですかね、それからこれ全体的にフードロスということで、有効に使っていくという意味では、私も初めて今伺ったんですが、これは研究の、検討の必要があるかなと思いますので、今だいたい防災の訓練の時にですね、皆さんに配布して、それでまた余って、今パソコンであれを管理しておりますので、いつまでもつかとかですね。そういうのを、もしそのフードロスがあれば、ぜひ、そういうものにも活用していければと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（高橋裕子さん） 4番。

○4番（坂口幸法君） ぜひ、今後ですね、そちらの方も含めてですね、検討していただければと思っております。

続きまして3番ですね。災害時の避難所等における住民の生活、衛生環境の向上のため、避難所開設時に備えて、ただ今2か所のマンホールトイレの整備が完了していますが、水道施設の被災により飲料水の供給が長期間停止することも想定されます。

今後は災害用給水タンク、貯水機能付給水管の設置並びに広域的な観点から、給水車の導入を検討できないかというところで質問をいたしております。

ちなみにですね、熊本市上下水道局では、災害用給水タンク、貯水機能付給水管を市内の小・中学校に34基設置されており、一部を応急給水用として、仮設蛇口の接続ができるよう改良工事を行っております。

貯水機能付給水管とは、平時は通常の給水管ですが、地震等の災害時に水道本管が断水したときは、タンク容量分の4m³、2ℓのペットボトル2,000本分の水道水が確保され、非常用の飲料水を提供できる体制をとっております。

隣町、あさぎり町でも、災害用給水タンクをですね、もう設置工事はもう始まって、計画では各5地区にですね、5基の災害給水タンクをですね、設置するような計画であります。

また人吉球磨管内には給水車が1台も配備されていないと聞き及んでおりますので、今後はですね、広域的な観点からも、この給水車に関しても今後は必要性を感じると思っております、いかがお考えかお聞きしたいと思っております。

○議長（高橋裕子さん） 林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君） それでは、お答えいたします。

今先ほど坂口議員がおっしゃったとおり、熊本市内でも多数の整備が進んでおりまして、県内各地域でも整備及び検討もなされているようです。

また、あさぎり町におきましては令和4年度で2か所、須恵地区、これは須恵の文化ホールですね、この駐車場の一区画に一基。それから上地区、こちらは上総合運動広場、こちらの体育館の敷地内の方に1か所整備される予定となっております。また令和5年度におきましてが免田地区、岡原地区、令和6年度が深田地区に、それぞれ旧町村に1か所ずつ設置されるようです。

本町におきましても、この貯水機能付給水管の設置の必要性は十分理解しております。現在今、現在建設中の多良木中学校敷地内の方にも設置を危機管理防災課と今、検討しているところでございます。設置につきまして、財政出動が伴いますので、総務課あたりともまた協議して、この貯水機能付給水管につきましては、設置していきたいと考えております。

次に給水車でございますが、給水車につきましては購入費用が高額となっております。また購入できたとしても、毎年、維持管理費に多額な費用が必要となり、給水車は実際、断水が起きたときにしか動きません。ですからこういった給水車の購入につきましては、広域的な観点から購入できればと考えております。

現在、水道の広域化なども話し合われておりますので、その中で給水車の導入、運用について検討していきたいと考えております。

○議長（高橋裕子さん） 4番。

○4番（坂口幸法君） 今、課長の答弁もありましたように、あさぎり町も今回、5か所を計画されておるわけですが、緊防債の方ですね、やられるちゅう話を聞いております。

また給水車に関しても単町ではちょっと無理なので、人吉球磨広域も含めてですね、そういうところで導入か、レンタル会社がちゃんと持ってればそこでいいとかもかもしれませんが、今後、検討していくちゅう話でございました。

このことに関して町長はどういうお考えをお持ちか伺います。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、給水タンクについては、先ほど担当が申しましたとおりですが、給水車が 1,400 万ほどかなり高額でありますので、今あの上球磨消防組合と人吉下球磨消防組合、共同でっていうふうな話も持ち上がっておりますので、高額ではあります両方の消防組合ですね、これはあのまだ消防組合の方でいろんなご提案がそれぞれあるかもしれませんが、本町にも議員がいらっしゃいますので、議員の方々とも相談しながら、そういうことができるならばですね、広域で 1 台か 2 台あたり、皆さんでお金を出し合ってますね、共同購入ということは考えられると思いますので、そこらあたり、これから皆で論議をしていかなければならないと思います。

あさぎり町ではですね、もう熊本市の方から給水車が来ておりましたので、こういうことがないとは限りませんのでですね、そこらあたりは、これからの話の俎上に上がってくるものと思っております。

○議長（高橋裕子さん） 4 番。

○4 番（坂口幸法君） 熊本県自体でもこの給水車は 5 台しかないというお話でございます。人吉球磨の 10 市町村の町村会でもですね、県の方も含めてですね、人吉球磨にはもう 1 台しか、じゃなかった給水車がないというところで要望も含めて今後ですね、検討していただければと思っておりますので、よろしくお願ひします。

続きまして 4 番目の質問でございます。本町は、南海トラフ地震対策特別措置法に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されております。

強靱化に向けた取組姿勢として、大規模災害に備え県及び市町村の連携だけでなく、国、他都道府県及び民間との連携を強化し、広域的な応援・受援体制を整備することと明記してあります。

また、施設等の整備方針として本町は、熊本県地震防災緊急事業 5 年計画等に基づき、中長期的視点に立って整備に努めるものとする 11 項目に及ぶ要件があり、その中に地震災害時において、災害応急対策の拠点として機能する、地域防災拠点施設整備も明記してあることから、現在の多目的総合グラウンド並びに中学校跡地も含めた、広域的な防災拠点整備の検討してみてもどうかというところで、まずはですね、南海トラフ地震に関してですが、南海トラフ地震とは、静岡県駿河湾から宮崎県日向灘までのびる南海トラフと呼ばれる海溝では、歴史上、度々大きな地震が発生しております。

過去に発生した南海トラフ付近が震源域と推定される地震のうち、大きな被害をもたらした例として、宝永 4 年、1707 年の宝永地震、安政元年、1854 年の安政南海地震及び昭和 21 年、1946 年の昭和南海地震があり、九州においても大分県及び宮崎県を中心に死者、負傷者、建物倒壊、浸水等の被害が発生しております。

また東日本大震災を踏まえ、科学的に考えられる最大クラスマグニチュード、9 クラスの地震である南海トラフ地震が発生した場合の震度分布や津波高とそれに伴う被害想定では、沿岸部を中心に東日本大震災を超える甚大な被害が想定されております。九州では特に宮崎県が死者が約 3 万 5,000 人、全壊建物が約 8 万 9,000 棟。大分県で死者 2 万 1,923 人、全壊建物が 3 万 95 棟などの被害が想定されております。

ちなみに、熊本県では南海トラフ地震対策特別措置法に基づき、県内の 10 市町村、宇城市、阿蘇市、天草市、高森町、山都町、多良木町、湯前町、水上村、あさぎり町、苓北町が南海トラフ地震防災対策推進地域として指定されており、被害想定は死者が 120 人、建物全壊が 1 万 8,900 棟などの結果となっております。

また地震調査研究推進本部地震調査委員会では、主要な活断層や海溝型地震の活動間隔や次の地震の発生可能性を評価し、随時公表しておりますが、南海トラフ地震についてはマグニチュード 8~9 クラスの地震の 30 年以内の発生確率が 70~80%とされております。

なお同委員会が南海トラフでは過去 1,400 年間で約 90 年～150 年の間隔で大地震が発生していることから、次の地震までの間隔を 88.2 年と予測しております。1944 年の昭和東南海地震や、1946 年の昭和南海地震が発生してから、2020 年ではございますが、約 75 年を経過しております。

南海トラフにおける大地震発生の可能性が高まっているとの報告であります。また人吉盆地南縁断層における大地震発生の可能性も高まってきているのも事実でございます。このことから南海トラフ地震防災対策推進地域に上球磨 4 か町村が指定されたと思います。

指定基準については 4 項目の指定基準があり、震度に関する基準、津波に関する基準、過去の地震による被害、防災体制の確保等の観点で、特に 4 番目の防災体制の確保等の観点から上球磨 4 か町村が指定されたのではないかと強く思っております。

周辺の市町村が連携することによって、初めての的確な防災体制がとれる地域については、防災体制等の観点から、これを配慮した地域とすることとし、具体的運用については、広域防災体制の一体性・消防・水防・医療・ごみ処理・上水道などで、また周囲を指定候補市町村に囲まれている市町村としてあります。

いずれにせよ南海トラフ地震が発生以降、多くの避難民が近隣である我々球磨人吉地域に押し寄せてくることが想定されることから、早急に南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている上球磨 4 か町村の協議会等も含め、それを立ち上げ、広域的な防災・受援体制並びに防災拠点整備の構築を図るべきだと思いますが、いかががお考えかお伺いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、今、議員、いろいろと調べていただいておりますが、私もちょっとネット検索をしてみましたら、やはり 70%～80%の確率で来る可能性がある。そしてこれは、これまでも何回も起きてるということで歴史的にやはりそのぐらいの感覚で来るだろうということをおっしゃっています。

それと東京の場合は首都直下型地震とかですね、今いろんな地震の想定がされておりますので、こういう大がかりな地震がきますと、やはり議員のおっしゃるとおりですね、まずは多良木町の住民の皆さんが、住民の皆さんの生命・財産と日々の暮らしとといいますか、平穏な日常を守るために、町として防災拠点を整備しておく必要があると、それは思います。

そしてその場合はですね、場所は今、議員がおっしゃった役場庁舎に近い総合グラウンド、それから今は子どもたちがまだ学習しておりますが、将来的に移転をされます中学校の敷地ですね。この中学校の敷地においてはかさ上げをしないとちょっと L2 でいけばまだちょっと危険区域になりますので、整備をした後に、いろんな用途に使いながらですね、そこを防災拠点としても使えるような形で整備していければというふうに思っています。

防災拠点をバックアップする場所も何箇所か作っておかなければならないと思いますし、今ちょうどご提案いただきました奥球磨 4 町村での協議会ですね、こちらも本当にやはりこれは早く作らなくてはいけないかなというふうに思っておりますので、このあたりは町村長の集まりの時にですね、そういうものも必要じゃないかということをおっしゃって提案してみたいというふうに思っております。

やはり住民の皆さんの生命と財産を守るというのがまず町の仕事ですので、そしてそういうものが起きたときに、整然と警察・消防・病院あたりの対応がですね、とれるような形にぜひ持っていきたいというふうに思います。

○議長（高橋裕子さん） 4 番。

○4 番（坂口幸法君） 今ですね、多目的、あのちょっと生涯学習課にちょっとお尋ねして聞いたんですが、多目的総合グラウンドの面積が約ですね 3 万 5,444 m²、多良木中学校敷地面積が 3 万 4,576 m²で、足して 7 万 20 m²あります。

比較する対象で東京ドームがありますが、東京ドーム 1 個分の面積が 4 万 6,755 m²でございますので、約 1.5 倍の敷地面積が合わせてあります。この広いこの敷地面積をですね、今後、いろんな形で検討していくべきではないのかなって私は個人的には思っております。

そういう中で、ここからは私の私見になるんですが、提案でもあるんですが、同僚議員もずっと前からおっしゃってましたが、全天候型の陸上競技場、400m トラックですね、ことも含めて検討をしてですね、スポーツタウンっていいですか、アスリートタウン、合宿村構想も含めて、いろんな事も今から検討できるのかなと思っております。

現在、サッカーワールドカップも含めてですね、今ベスト 4 まで残ってますけど、今回の日本チームの活躍中にはですね、日本国民の皆様をやっぱ勇気と元気を与えたすばらしい、まあベスト 8 止まりではございましたが、与えたのではないかなと思っております。その中で今後またサッカー人気もですね、火がついてくると思いますが、熊本県には、そういうロアッソ熊本もございますし、いろんな今からそういうサッカーの、今やってる子どもたちも含めて、将来的にはワールドカップサッカー日本代表になるような、そういう目標も抱えて頑張ってるんじゃないかなと思っておりますし、多良木町はまた財団も含めて DeNA とも繋がりがあると思っておりますが、DeNA もですね、スポーツのグループにですね、スポーツタウン構想も含めて、今、ずっと専門的にやられておられるので、こういうスポーツに特化したまちづくりも今後は検討していくことも大事かなって思っております。

私もあの野球ではございましたが、野球のことも含めてですね、熊本県で今回、ヤクルトスワローズの村上が MVP をとってですね、そういうところで熊本県の野球シーンちゅうとも今後、盛り上がっていくところではございます。

そういうところも含めて今後ですね、こちらの方も検討して、またいろんなえびすの湯の今後の在り方もございますので、そこを総合的にですね、勘案してですね、全体をですね、町の中心部ではございますので、ぜひ、そこら辺も検討していただければと思っておりますので、今後、検討課題に入れてもらえればと思っております。

一応もう 11 時になりましたので、議長、休憩の方をよろしく申し上げます。

○議長（高橋裕子さん） 暫時休憩いたします。

(午前 11 時 01 分休憩)

(午前 11 時 08 分開議)

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。4 番。

○4 番（坂口幸法君） 続きまして、デジタル田園都市国家構想交付金について質問いたします。

政府が 2022 年度第 2 次補正予算案に 800 億を計上した、デジタル田園都市国家構想交付金の配分方法が判明し、配分枠は複数あり、うち一つは、マイナンバーカードの新たな使い道を考案した自治体に、最大 3 億円を配るとの新聞報道がありました。

その内容は、他自治体が簡単に真似できることが条件で、使い道が乏しいというカードの弱点を自治体の知恵で克服し、取得率を向上させる狙いであります。

配分枠の名称は、横展開事例創出型で、取得率ではなく住民の申請率が 70%以上であることが受給申請の条件であります。使い道は新しく、他自治体も追随できる事業と認められれば、3 億円を上限に事業費の全額が交付金で受け取れます。

高度利用型とデータ連携基盤活用型の 2 種類は、住民のカード取得率が全国平均以上の自治体しか申請できません。補助対象は、デジタル技術を活用し、全国のモデルとなるような先進的な事業で、補助額は最大 2 億円が基本で、カードの使い方が目新しく、特に優れた取り組みは 6 億円とすると書いてあります。

優良モデル導入支援型は、他地域の優れた事業を取り入れる自治体などが対象で、最大 1

億円を補助すると書いてあります。補助するかどうかの審査は、住民のカードの取得率を勘案するとしており、率が高いほど有利になるとの見通しであるとあります。

そこで本町の現在のカードの申請率並びに取得率はどのくらいか。また申請に向けてのチャレンジする考えはあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 岡本住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（岡本雅博君） はい、それではマイナンバーカードの申請率と交付率につきまして、お答えさせていただきたいと思います。

一番最近のデータにつきまして、11月30日現在でございます。本町の申請率ですが、70.75%、県の平均申請率が67.95%ということで、県内では5番目に多い申請率となっております。

次に交付率でございますが、本町におきましては56.47%でございます。半分以上の方はもう交付を受けていらっしゃるという結果です。ちなみに県の交付ですが、53.72%ということで、本町は県内で10番目に多い位置にあるということでございます。

それから国全体の交付率でございますけれども、同じく11月30日現在でございます、53.9ということで、交付率につきましても、国の平均より上回っているという状況でございます。

○議長（高橋裕子さん） 4番。

○4番（坂口幸法君） はい、今、課長の答弁がありましたように、我々の常任委員会の方でもその資料をいただいてですね、確認したわけではございますが、改めてですね、質問をさせていただきます。

多良木町の今そういうカード取得率、申請率に関しては、国平均・県平均を上回っているというところで、今回のこのデジタル田園都市国家構想交付金に対しての条件としてはクリアしていると感じますが、今回のこの申請に向けてのチャレンジする考えはあるかというところで、このことに関してどのようなお考えかお伺いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 林田企画観光課長。

○企画観光課長（林田浩之君） それでは、お答えいたします。

議員ご質問のデジタル田園都市国家構想交付金は、地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金及びデジタル田園都市国家構想推進交付金が、令和5年度から新たにデジタル田園都市国家構想交付金として位置づけられ、構想の実現に向け分野横断的に支援する内容になっています。

先ほど議員申されましたとおり、令和5年度からのデジタル田園都市国家構想交付金は、大きく三つに分かれております。デジタル実装を支援するデジタル実装タイプ。それから中長期的な計画に基づき、先導的な取り組みや施設整備等を支援する地方創生推進タイプと地方創生拠点整備タイプがあり、それぞれの事業タイプに応じた内容が設けられております。

現在その中で、本町ではデジタル実装タイプに含まれる地方創生テレワーク型の事業や、マイナンバーカードを利用した事業などに取り組みないか考えているところです。

まず地方創生テレワーク型の特徴としましては、自治体施設整備に加え、民間施設整備、進出企業の支援が可能であること。経費については、ハード及びソフトにも使用できるものであります。まだ具体的に話はまとまっておりませんが、案として、空き家をリノベーションシコワーキングスペースやテレワークができる環境の整備を行い、地方への新たな人の流れを創出する事業に取り組みないか、民間の管理運営も含めて考えているところです。

次にマイナンバーカードを利用した事業ですが、デジタル実装タイプの中に、先ほど申されましたとおり、優良モデル導入支援型、こちらタイプはデータ連携基盤活用型タイプⅡ、マイナンバー高度利用型タイプⅢ、マイナンバーカード利用横展開事例創出型があります。それらの補助事業を有効活用しながら、住民の生活サービスを支えるための役場窓口事務の

効率化や、証明書等のコンビニ発行など、内容を検討していますが、マイナンバーカードを利用した事業を含め、本町が課題解決に向けて取り組むべきデジタル化を進めていければと考えているところです。

○議長（高橋裕子さん） 4番。

○4番（坂口幸法君） 今、課長の方から答弁ございましたが、実装タイプのテレワーク型ということで、自治体、民間、三施設のそういう整備に含めてですね、出るというところで、マイナンバーカードの今後の利便性も含めた町としての取り組みのところでる説明がございました。

実際、これは皆さんも多分新聞等ではおわかりかと思いますが、熊本市がですね、もうコンビニ交付で今回、来年の3月に10円という手数料で、またマイナンバーカードの取得率をこう上げようという新聞広告が載っておりました。

その中で本当にマイナンバーカードを取得してもですね、今回の取得率が上がったのは、今回、マイナンバーカード取得によって、健康保険証・銀行口座に紐づけをされると、1万円ですね、お金がもらえるとちゅうところで下の方も、窓口の方もですね、専用窓口を設けられて、たくさんの方がですね、朝早くから来ていらっしゃるってですね、大変、取得率に関しては素晴らしい取り組みだと私は個人的には評価してるわけですが、マイナンバーカードを持って、そのカードを持ったことによって、本当に住民の方々が利便性が感じられるようなやっぱりそういう施策をやっつかんと、今からはこれからは大事になってくると私は思うので、熊本市がするようなコンビニ交付も含めてですね、色んなところで証明書がとれるような、それによって住民窓口が負担の軽減にもつながると思うので、今後そういうところも含めてですね、考えていかなきゃならないとは思っておりますが、町長としてはいかがお考えかお伺いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） コンビニ交付の話がありましたが、これあの今、課の方と担当課と協議をしたんですが、コンビニ交付の後のランニングコストとかですね、そういうのでちょっと今ネックになってるようですので、ここらあたりまた研究をしてみたいと思っております。

デジタル田園都市国家構想の交付金は、国が地方公共団体に対して交付金を交付することによって、地方からデジタルの実装化を進めるとともに、転職なき移住といいますかですね、を実現し地方への人々の流れを創出することで、新たな変革の波を起こし、地方と都市の差を縮めていくことを目的とするというふうにあります。このデジタル田園都市国家構想につきましても、岸田内閣があげておられるフラッグシップといいますかですね、政策のシンボルとなるものですので、大きな補正予算が、先ほど議員言われました800億ですかね、ついているということで、私も令和5年度の概算要求を見てみたんですが、1,200億円までついでました。プラス実行要求ですね、項目をあげないであげてあるこれが1,000億円となっておりますので、合わせたら2,200億円ぐらいの予算が令和5年度では組まれるんじゃないかなというふうに、かなり大きな予算になってくるということです。

今、課長の方からご説明しました、テレワークの推進とマイナンバーカードの利用ということで、こちらを推進して、できれば今こちらを進めていきたいと思ってるんですが、現在あの各課の方にですね、企画観光課の方から、各課にどういった事業ができるのかということで問いかけをしております。

各課の方から提案が出てきまして、その提案が実現可能なものなのか、初期投資とランニングコストはどのくらい発生するものなのか、それから、そういうものを色々、諸々検討しまして、協議しながら実現できるプランがありましたらですね、ぜひ準備に取りかかってみようというふうにしております。

とは言いましてもですね、国の事業、事前の相談と、それから実施計画の提出の期限がですね、迫っておりますので、12月の予算編成とそれに続く1月の予算査定と同時進行ということになりますので、そういう日程を見ながら、申請に向けての助走を進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（高橋裕子さん） 4番。

○4番（坂口幸法君） 導入はしたけれども、後のランニングコスト、維持管理は結構お金がかかるっていうのは、本当に私もそういう思いでございますが、本当にあのもう今回せっかくですね、マイナンバーカードは多良木町が県内でも10位というところで、取得率も上がってるというところで、その上がったことによってですね、こういう交付金の補助のクリアできることも含めれば、持ったら持ったで今度はそれを利便性も含めてどうしたらいいのかというのも含めてですね、今後、検討していただいきたいと思ひますし、またあの職員の、そういう電算室もござひますが、こういうデジタル系とかIT関係に詳しい人材も含めて、今後ですね、今あの一人ですね、あの詳しい方がいらっしゃいますが、彼が休んでしまうと色んなところちょっと不具合が起きたりとか、色んな所でちょっと今回、監査室においてもですね、ちょっとありましたんで、そういうところも含めて、今後ですね、そういう専門職も含めて、これはデジタル関係せずに、色んな建設関係も含めてですね、今後、そういう専門職の技能職も含めて検討していただければと思ひますんで、よろしくお願ひします。

次に、農業振興について、最後にですね、質問したいと思ひます。

今回ですね、第6回九州のお米食味コンクール in 宮若で自治体部門審査結果は惜しくも5年連続の優勝は叶わなかったが、4年連続という輝かしいご功績に敬意を表したいと思ひます。

田んぼのチカラ研究会のにこまるは、有機JAS認証・無農薬・無化学肥料栽培され、また、くまもとグリーン農業の生産宣言者として環境に配慮した農業実現のため、販路拡大・会員確保の日々に努力されていると聞き及んでおります。

農林水産省は、持続可能な農業の実現に向けて、2050年までに有機農業を農地全体の25%に拡大するという目標を盛り込んだ新たな戦略案をまとめました。環境保護への取り組みや消費者の食に対する安全・安心志向の高まりから注目が集まる有機農業の推奨についてはいかがお考えかというところで、そんな中、今回、12月2日、3日に長野県小諸市で開催された、第24回米・食味分析鑑定コンクール国際大会 in 小諸において、本町のたらぎ田んぼのチカラ研究会会員である農事組合法人多良木のびるが出品した、米びかまるが総出品数5,280検体の中から都道府県の代表に選ばれ、都道府県・海外地域代表お米選手権で見事、金賞を受賞されたことは、大変喜ばしいことであり、誇りに思う次第であります。

今回の輝かしい金賞受賞を機会に、有機農業への関心が高まったと思われませんが、改めて町は有機農業の推奨はいかが今後お考え、推奨はいかがお考えかお伺ひしたいと思ひます。

○議長（高橋裕子さん） 小林産業振興課長。

○産業振興課長（小林昭洋君） お答えいたします。

今、議員がおっしゃいましたとおり、金賞受賞につきましては、余談ではござひますが、皆さん方のご協力のたまものでござひます。ありがとうございました。お世話になりました。

さてご質問の方ですが、有機農業の推奨ということでござひますが、まずは、私の方からは、みどりの食料システム戦略というのが、背景をちょっとご紹介させていただきます。

農業者の減少、高齢化による生産基盤の気弱化の問題解決、また世界的にSDGsや環境への対応が非常に近年、重要視されるようになったことに踏まえまして、農業の生産力の向上と持続可能性の両方を実現するために作成されております。

議員もご承知かと思ひますが、4点重要政策課題になっておりまして、2050年度までに農

林水産業のCO2排出ゼロ、耕種部門では2040年までにネオニコチノイド系農薬を含む従来の殺虫剤をしなくても済むような新規農薬の開発、2050年までに、化学農薬使用量リスク換算で50%低減、2050年までに輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量の30%低減、施設園芸では2050年までに化石燃料に依存しない施設への完全移行を目指すものであります。

さらに議員がおっしゃいました耕地面積の0.5%、これ平成30年で2万3,000ヘクタールおった基準から、0.5%に今、有機農業が留まっております。この有機農業の環境状況につきまして、2040年までに主要な品目について、農業者の多くが取り組むことができる、次世代有機農業に関する技術を確立し、2050年までにオーガニック市場を拡大しつつ耕地面積に占める有機農業の取組面積を25%、100万ヘクタールに拡大することを目指しているものでございます。

しかしこれは非常に簡単なことではないと考えております。

まずは必要なことは、どうしたら有機農業が進められるということで、消費者の意識改革が必要であると考えております。

欧州の方では、農薬の使用への厳しいまなざし、アメリカ、中国では慣行農業への不信任等があると聞いております。消費者が有機農業による作物の方が安心できる、だから余分にお金を出しても買いたいと考える傾向があると思います。

一方では、日本の場合、消費者が慣行農業に比較的信頼感を持っておりまして、有機農業による作物の消費量がなかなか増えない状況にあります。ほかにも土地や農業の形態の違いもありまして、日本では、作物の見た目、色はどうか、虫や鳥に食べられたりしないかという、市場で価値が下がってしまうところも側面もございまして、農家が積極的に農薬を使うことにつながっている状況でございます。

よって、みどりの食料システム戦略において重要なのは、有機農業取組農家への価格補てんなど、バックアップ政策が必要と考えています。

もちろんこれは町レベルでは対応できない課題であると思いますので、そちらの方は、国の政策の方の支援を期待いたしまして、町の取り組みとして実現可能なものとしまして、国の政策を普及させる周知活動はもとより、ブランド米の、先ほどからおっしゃっていただいておりますブランド米の展開とあわせまして、町内給食への活用の拡大及び他の作物、もちろんブランド米と展開しまして、他の野菜とか果実・果物、そういったものも含めまして、有機農業も含めた給食、学校給食へのまずは充実化が想定されていると考えております。終わります。

○議長（高橋裕子さん） 4番。

○4番（坂口幸法君） 今、課長の方から詳しくですね、ご説明がありました。

全国町村会の方でも、今年3月にオンライン国営フォーラムとして行われた自治体有機農業政策と地域づくりっていうところで、島根県の経験を中心というオンラインのセミナーがあっております。

熊本県内でいうと山都町がですね、結構盛んにこの有機農業に関しては取り組んでいらっしゃるって、メリットもあればデメリットもあるというところで、移住者の若者はみんなこの有機農業に取り組んでされてるっちゃう実態もございまして、今後はですね、いろんなインターネットで見ますと自治体向けのオーガニックセミナーとか、色んなそういう有機農業に関しての取り組み方、成功事例、失敗事例も含めてですね、色々ございまして、ぜひ今後でもですね、この有機農業に関して、またいろんな研さんを積んでいただいて、また消費者のマインドも変えていけるようなそういう施策にしていければと私は考えていますので、町長としてはこの有機農業に関してのお考えは、どのようなお考えかを最後にして終わりたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、有機農業がいいということは皆さん認識としてあるんですね。体のためには、農薬を使わない方が体にはいいと。

しかし流れとしてやはり、有機農業がだんだん、今 0.5%というふうに、5%というふうに言っていましたけども、何ていうんですかね、提供する方とそれを買う方の、外国ではですね、それがもう形として定まってるようですので、それがいいというふうな人は直接、農家から買い入れる、契約で栽培をしておられる農家と、それを受け入れる消費者という形になっているようですので、そういうものが日本でもできればなというふうには思うんですね。そしたら有機農業も農家も広がっていくのではないかと。

やっぱりそこにはちょっとこう価格の問題がですね、やはりありますので、そこあたりが解決できる道があれば一番いいんだというふうに思うんですけど、外国では使えない農薬を日本では使われているというふうな、モンサントですよ、あそこあたりの企業の話もありますし、このあたりがなかなか難しいところがあるのかなと思うんですが、しかし有機農業を広めていくということは、やはり健康志向の方々ですね、そういう要請に応じていくことでもあると思いますので、このあたりは担当課としっかり協議しながら、今後の対策を練っていききたいというふうに思います。

それから先ほどおっしゃった、第 24 回のコンクールの方ではですね、本当に素晴らしい、多良木町の田んぼのチカラ研究会、のびるの方々がですね、研究に研究を重ねて金賞をとられたということは、本当によかったなと思います。今までの努力が報われたなというふうに思います。

私もこの間、宮若の方にはコンクールに行ってきたんですが、なかなか食味というのは難しくですね、15 検体、自分の前に並べられて、食べてこれがいいって決めるのは、なかなか難しいんですね。最終的にはもう直感で決めるしかないというようなやり方だったんですけど、来年はこれが今度は多良木の方でできると、実施したいというふうに思っておりますので、その節は、議員の皆さんもどうか応援をしていただければというふうに思います。

有機農業については今後の検討課題かなというふうに思っておりますので、よろしく願います。

○議長（高橋裕子さん） 4 番。

○4 番（坂口幸法君） 以上で私の一般質問を終了します。ありがとうございました。

○議長（高橋裕子さん） これで、4 番坂口幸法さんの一般質問を終わります。

次に、7 番源嶋たまみさんの一般質問を許可します。

7 番源嶋たまみさん。

源嶋 たまみさんの一般質問

○7 番（源嶋たまみさん） 通告に従いまして、私の一般質問をさせていただきます。

まず議運の時に、所管の課への質問のうえに、委員会で聞けるのではという指摘を受けましたが、教育現場へとか進展していく質問ですし、提案型の質問なので、改めて議長の許可をいただきたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 許可いたします。

○7 番（源嶋たまみさん） まず 1 番の備蓄物資の利活用についての質問です。

最近の気象変動による、大規模地震や線状降水帯という局地的な豪雨の発生頻度は多くなっており、私たち町民の早めの避難行動が被害を未然にかつ最小限に防ぐ手段として、とても大切なものとなっています。

その中でも避難時における身近な必需品につきましては、各自で準備しなければという意

識が大分定着したように思います。我が家でもリュックに適當ではありますが、いろいろ詰め込んで用意して、すぐ持ち出せるところに置いております。

しかし、避難をしなければならない時、絶対に持って出れるかという自信はありません。なぜなら、台風や線状降水帯といった予測のつくときは持って出れますが、突然やってくる大地震では物が散乱し、足場さえ悪い時、持ち出せるという保証はないからです。

このように被災状況に応じては、公助として支援物資の提供が求められる場合があり、その対応として自治体が備蓄物資を備えているものと思います。

まず1番の災害時における備蓄物資の目的を伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） これより町長、教育長、関係課長の答弁を許可します。

椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉純君） それでは、お答えいたします。

備蓄物資の目的ということでございますが、まず備蓄物資につきましては、大きく分けて2種類あるかと思っております。

まず一つ目が、自助による物資の備蓄でございますが、こちらにつきましては、防災マップ等で各家庭最低3日分の飲料水や食料、また生活用品等の備蓄をお願いしているところでございます。

二つ目が公助、町による物資の備蓄でございます。備蓄物資の目的とこのことではございますが、大地震や大規模水害等により、家に戻れなくなった住民や災害の危険性があり避難した住民等に対し、発災直後の物資ニーズに迅速に対応し供給することを目的としております。

○議長（高橋裕子さん） 7番。

○7番（源嶋たまみさん） ただいま備蓄物資の目的を説明いただきました。

本町の備蓄物資の備蓄状況につきましては、一般質問資料をご覧ください。

一覧表を見ますと、生活物資をはじめ多様な物資が備蓄されており、安心します。

最近では各避難所に備蓄倉庫ができたたり、マンホールトイレが設置されたりと、万が一に備えて準備万端のように感じますが、さすが危機管理防災課ができてだけあるなど感心しております。

②の質問ですが、備蓄一覧表を見ますと、備蓄されている物資には有効期限が書いてあります。同僚議員の質問にもありましたが、有効期限が迫っている物資の取扱いはどのようにされているのか、どのように使ったり処分したりするなどの、色んな取り決めなどはあるのかを伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉純君） それでは、お答えいたします。

有効期限のある物資につきましては、先ほど坂口議員の答弁のとおりでございます。

取り決め等につきましては、今のところ明確なものはございません。

○議長（高橋裕子さん） 7番。

○7番（源嶋たまみさん） 有効期限が迫っている物資の取扱いについては、いろいろな活用を先ほど同僚議員の質問の時に答えていただきました。

食料品に関しては、ぜひフードロスがないように有効な活用をしていただきたいと思います。

我が国において、最初に新型コロナウイルス感染者が確認されたのが2020年1月15日でした。早いものでやがて3年になります。不要不急の外出要請、イベントや飲食店などの休業や廃止、時短要請など、日本経済は停滞を余儀なくされています。

やっと先が見えたようになったかと思った矢先の第8波の到来で、それも感染力が強いウイルスだと言われています。この新型ウイルス感染症も自然災害と同様に、大きな災害であると言われています。感染症による人々の行動が制限され、社会経済は停滞し、解雇や雇い

止めの人数が国内累計で10万人を超すなど、日本全体に広がっています。

感染症も一つの災害であると考えれば、備蓄物資の利活用をすべきではないかと思います。先ほどの答弁では、有効期限が迫っている物資についての取り決めはないとのことでした。

いろいろな備蓄物資がある中で、女性の目線から生理用品の取扱いについての提案をさせていただきます。

令和3年9月の定例議会で、生理の貧困について質問しました。町内の小・中学校の

○議長（高橋裕子さん） 源嶋議員、3番に入ったんでしょうか。

○7番（源嶋たまみさん） はい。すみません、はい。

3月の、3年の9月の定例議会で、生理の貧困について質問しました。

町内の小・中学校のトイレに生理用品を置いてはという提案の質問でした。

コロナ禍による親の貧困は子どもたちに跳ね返ってきます。生理用品に有効期限は記載されていません。10年置こうと20年置こうと構わないのかもしれませんが。

本町では有効期限が迫っている物資の取扱いについて取り決めはないということでしたが、3の質問で、今備蓄されている生理用品や大人用の紙おむつ等は何年経過したものなのか。何年くらい保管しようと考えておられるのかを伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉純君） それでは、お答えいたします。

備蓄している生理用品の経過年数との質問でございますが、生理用品につきましては、昨年度と今年度購入したものを備蓄しております。令和3年度購入分の製造年が2021年、今年度購入分が2022年でございますので、令和3年度購入分は約1年経過している状況でございます。

保管の年数につきましてメーカーに使用期限について問い合わせをしましたところ、食品のように法律等で使用期限は定められていないとのことでございます。メーカーのホームページには、未開封の状態での高温・直射日光が当たらない場所に保管した場合は、目安として3年は使用できるとのことでございます。

また、3年を経過後も使用できなくなるものでなく、製品の劣化が見られない場合は、3年を経過しても使用できるとの記載がございました。

このようなことから、生理用品につきましては、3年間を目安に保管をしていきたいと考えております。

○議長（高橋裕子さん） 7番。

○7番（源嶋たまみさん） 生理用品に関しては、去年と今年で購入され、3年間を目安に保管していく考えだと答弁いただきました。

備蓄物資は更新しなければなりません。コロナ禍でマスクが不足した時、備蓄物資にあったマスクを配布されたことは、町長も記憶にあると思います。

9月の議会で提案した際、教育長は見事な答弁をされました。それは、学校教育とは子どもたちが社会に出ていくための準備期間であり、社会生活を送る上で必要なものを身につけていく社会適応性を養う場所だという答弁でした。私もなるほどと関心し、確かに公園のトイレには生理用品は置いてないよなと思いました。

しかし答弁の最後に、保健室に備えて必要なときにいただいていく、または生理の貧困の子どもたちには、個別に対応して生理用品を配布していく、その方がいいのか研究してみたいという答弁でした。非常にお忙しい立場なので、検討される時間はなかったと思います。

中学生は生理があつて当たり前なんですが、今の子どもたちは成長が早く、小学生の低学年から始まる子どもがいます。保健室できちんと言える子どもならいいのですが、言えない子どももいます。保健室に行ったとき、たまたま養護教諭が留守の時もあると思います。トイレに置けないのならば、保健室の入り口に設置するなど、子どもたちがもらいやすいよう

に工夫されるべきだと私は思います。

防災備蓄とはいえ、一定期間置くと買い替えの時期が来ます。自治体備蓄の生理用品、相次ぐ期限切れ、防災担当に男性を置く盲点っていう記事を見ました。

この記事によると、災害時に避難所などで配る自治体の防災備蓄品で、メーカー推奨の使用期限を過ぎた生理用品が更新されないままになっているケースが相次いで発覚している。コロナ禍による困窮で生理用品が買えない生理の貧困問題を受け、備蓄品の無償配布を進める中で判明したとあります。

使っても健康への影響はないと見ているが、男性視点の備蓄計画を問い直す必要がありそうだ。6月初旬に無償配布の準備を始めた愛知県岩倉市で、防災担当の職員が市役所の地下に保管中のナプキン約2,800万を調べると、20年近く前に生産が終了した商品だった。市が購入したのは阪神大震災が発生した1995年だった。

メーカー各社によると、推奨する使用期限は3年～5年。過ぎてても特にすぐに使えなくなるわけではないが、岩倉市の場合は購入から25年以上も経っていたので、市は災害時を含めて使えないと判断し、新たに購入した中から無償配布に回すことにした。食料や医薬品は更新してきたが、生理用品について市の幹部は、盲点だった。夜勤や緊急対応が必要な防災の職場は男性ばかりで、女性の視点が足りなかったと話す。女性の意見を聞いて、種類を選び新たに購入したという記事がありました。

前回、備蓄物資に液体ミルクをと提案したときに、町長の答弁に備蓄物資の会議に女性の声を入れたいというふうに答弁されていましたが、その後の会議に女性は入れられたのか、町長にお尋ねいたします。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、私もちょっと議事録を確認しましたところ、令和元年の12月だったですね。12月に、議員から災害が起きた際に、避難所で支給する備蓄品、その中のいろんな妊婦さんや乳児、乳幼児の皆さんに対して、育児用のミルクあるいは使い捨てのできる哺乳瓶、そういった清潔な避難所の環境と、母子に対する十分な配慮がなされるべきというご質問がありました。

で、ミルクなどはですね、1年ほどで期限が来るそうですので、来年の出水期に向けては、追加で備蓄をしていきたいというふうに思っております。

また備蓄品に揃えるにあたって、女性のスタッフに加わっていただきたいという要請がありましたので、その時に、そういうふうにしますというふうに私はお答えしておりますので、そのことを踏まえて、その後ですね、人事異動で危機管理防災課に女性を1人配置をさせていただきました。

女性の視点から見た危機管理について学習していただいていたんですが、実は、最初はうまく運んでたんですけど、年度の途中でその女性職員がですね、以前担当しておりました部署におきまして、どうしても緊急の人員不足が生じたので、その女性職員を危機管理防災課の方から、そちらの方に異動をさせていただきました。

で今、上手くいってるんですが、残念ながら今は男性職員ばかりになってますので、新年度の備蓄品を揃える段階ではですね、保健師さんとか栄養士さんの参考意見を聞いて、女性の避難者、特に妊婦さんや幼児、乳幼児の皆さんの避難状況、衛生環境ですね、そういうものを考えた時に、どのような備蓄品を揃えるべきか、その辺り十分配慮した備蓄品を取り揃えられるように、保健師さんとか栄養士さんにご相談をしていきたいというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 7番。

○7番（源嶋たまみさん） 担当課ではなくても会議には参加できますので、ぜひ女性の声を取り入れていただきたいと思います。

この一覧表を見ますと、2024年に約1,000個、2025年には834個の生理用品がメーカー推奨の期限を迎えます。この物資を無駄にはできないと思います。

このことを踏まえて④番の質問で、生理の貧困に関わる取り組みとして、学校のトイレに生理用品を置くことに関しての見解はという質問です。教育長の再度のお答え、お考えを伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤邦壽君） それでは失礼いたします。

先ほどお褒めの言葉をいただきまして、ご期待に沿うような答弁ができるかわかりませんが、申し上げてみたいと思います。

お尋ねは、学校のトイレに女性の生理用品を置くことについての私の見解であります。こういうご質問いただきましたので、では多良木の判断をする前に、球磨管内の状況どうなっているんだろうかということで、先日、管内教育長会議がございましたので、各教育長先生方から聞いてみました。

その結果、あさぎり町は、やはり議会で何か質問されたらしくて、実施しますという答弁をされたそうです。いつからかはちょっと聞けませんでしたけど。

それから人吉市ですね。人吉市はですね、6月から9月まで試行されたそうです。そして現在、そのことについての検証作業を行っているということのようです。ただそこで見えてきた課題があるということで、一つはですね、トイレに置かれた生理用品が大量に持ち去られたりすることも発生した。したがって、本当に貧困で必要としている子どもに届いているのかどうか、こういう懸念もあるということですね。

二つ目は、これまで養護教諭が健康教育の一環として生理に関わる指導、これを行ってきたんだけど、トイレに置いたことによって、その指導した内容が崩れてしまうような感じがする。どういうことかちょっとよく私もわからないんですけども、そういう課題が見つかってきたということですね。それでもう少し検証をしっかりとやったうえで、これ以後、設置するかどうかは判断をしていきたいということでした。

他の自治体、教育委員会は、これまでどおり保健室に生理用品を置いて、子どもが必要に応じてそれをもらいに行き行って使用すると、そういう取り組みのようであります。多良木町もそのように今は行っております。はい。球磨管内の実態はそのようであります。

じゃあさて多良木はどうするかということになるわけですけども、なかなか難しいですけど、今あの防災備蓄品の生理用品、これを3年後でも使えるということなので、学校の方で使ってみたらどうだろうかというようなことですよ。やっぱり資源の有効活用ということであれば、これは使えるのであれば、私は教育委員会がいただいて、それを学校にお配りしましてですね、それをトイレに置くかどうか、それはもう私はやっぱり学校長の主体的な判断によるだろうと思います。

学校によっても保護者、あるいは子どもたち、教師の実情は違いますからね、やっぱり。久米小は久米小、黒肥地小は黒肥地小という具合にですね。ですから一番の実情を把握しているのは学校長でありますので、学校長がその校区内の色々な状況をアンケートをとったり、あるいは聞き込みでもいいですけどね、あるいは子どもたちの要望とかを把握したうえでトイレに置くかどうか判断をしていただければどうだろうかと考えてます。

そうこうするうちに、例えば町民から、町民の方々から、あるいは保護者の方々からぜひトイレに置いてくれと、全校一致してやってくれというような声もしあがってきた場合はですね、それはもう町民の方々のお声ですので、しっかりとそのお声に耳を傾けて、どうしていくかということをお教育委員会、あるいは定例校長会等で検討していけばどうだろうかと考えております。以上です。

○議長（高橋裕子さん） 7番。

○7番（源嶋たまみさん） 生理の貧困は女性全体の問題であると言われていました。

県内では、宇土市と宇城市が災害備蓄物資を活用し、必要としている市民に対して、生理用品の無償配布が実施されています。

ちなみに実施された経緯ですが、宇城市では女性グループからの提案で、宇土市に関しましては男性議員からの提案だったそうです。いずれも、経済的な理由で生理用品の購入が困難な市民に対する支援を行うものです。特に宇土市におきましては、生理用品の受け取りを希望される方が窓口に来られた際、声を発しなくても指を差すだけで希望する用品が受け取れるような仕組みの心遣いがあるようです。また生理用品を渡す際は、中身がわからないように袋等に入れて渡したりするなど、女性たちの恥ずかしいという気持ちにも配慮されています。

備蓄物資の利活用については、子ども用のオムツや大人用のオムツ、ミルクなど、いろんな利活用していただける物資がたくさんあるんですけども、支援していただくことにより、物や心、両面の救済につながります。

備蓄物資の取扱いなどに対して、食料品に関しては有効活用されているようですけども、これから出てくる備蓄物資の推奨期限を迎える物資に対しての取り決めなどを整備していただき、教育長は学校長の意見や教育委員会などで諮って、いろんな意見を検証されてから置くかどうかを検討したいというふうにおっしゃいました。

私は、小学校のトイレないし保健室の入り口、養護教諭がいなくても受け取れるような場所に生理用品を置いていただきたいと思います。町長のお考えを伺います。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、今、宇土市と宇城市の話がありましたが、大変いい提案だったなど。宇土の場合は議員の方からの提案ですね。宇城市の場合は女性のグループからっていう、そういう積極的な形で町に働きかけていただいて、それを実施するという事は、これはもう方向としては非常にいい方向だなというふうに思います。

今あの学校の生理用品に関するご質問なんですけど、これはなかなかやはり校長会とか、それから教育委員会全体がどういうふうに考えておられるのかっていうのを一回聞き直してみても、佐藤先生と教育長と協議しながら、できるだけ要望に沿うような形でですね、進めていきたいというふうに思います。

○議長（高橋裕子さん） 7番。

○7番（源嶋たまみさん） この質問は12月定例会だけでも、郡市で3人の議員が質問しています。この問題は郡市だけの問題ではなく、県や国全体への働きかけとなっています。ぜひ配慮いただきたいと思います。この1番の質問を終わりたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 昼食のため暫時休憩といたします。

午後一時より開会いたします。

(午後0時01分休憩)

(午後1時00分開議)

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。7番。

○7番（源嶋たまみさん） 2番の部活動の現状についての質問にいきます。

今現在、小学校・中学校における部活動の現状はどのようになっているのか伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 黒木生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒木庄一郎君） お答えいたします。

小学校の部活動につきましては、熊本県教育委員会が、平成27年3月に児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針を策定され、この基本方針に示された小学校運動

部活動の社会体育移行に基づき、平成 30 年度末で廃部となり、あいあいスポーツクラブや各種クラブチームに加入していただいているところでございます。

また中学校の部活動につきましては、平成 31 年度に柔道部、器械体操部、令和 2 年度にはソフトテニス部、卓球部が廃部となり、あいあいスポーツクラブに加入していただき、その他の運動部と吹奏楽部を合わせて八つの部活動が現在、中学校の部活動として活動している状況でございます。

○議長（高橋裕子さん） 7 番。

○7 番（源嶋たまみさん） 小学校は、あいあいスポーツクラブや各種クラブチームに参加していただいているということです。

②の質問で、社会体育への移行の現状はスムーズに進んでいるのか伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 黒木生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒木庄一朗君） お答えいたします。

小学校の部活動につきましては、各小学校の P T A 総会時に保護者に対し説明のうえ、意見交換を行い、また平成 29 年度に多良木町立小学校運動部活動社会体育移行検討委員会を設置し、令和元年までに計 6 回の会議を開催、検討していただき、スムーズな移行ができたものと思っております。

中学校部活動の地域移行につきましては、これから同様の手続きを踏まえて進めていくこととなります。

○議長（高橋裕子さん） 7 番。

○7 番（源嶋たまみさん） 社会体育に関わっている方から、国へ申請すれば、その社会体育へ申請すれば、コーチに対する報酬の一部助成していただける制度があるということを知ったことがありますけども、そういう制度は利用されていないのかお尋ねします。

○議長（高橋裕子さん） 黒木生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒木庄一朗君） お答えいたします。

社会体育団体等の指導者に対する補助金はありませんが、現在、中学校で行っている部活動に部活動指導員として任用した場合に、謝金や旅費、保険料などを、国県合わせて3分の2が助成される制度がございます。

通常の外部コーチと何が違うのかといいますと、まず任用にあたっては、設置者となる学校が、身分、任用、職務、災害補償などの必要な事項を定めた、部活動指導員に関する規則を策定する必要があります。また部活動指導員に対し、部活動の位置づけと教育的意図について事前に研修を行うほか、その後も定期的に研修を行う必要があります。

次に、部活動指導員の職務内容としましては、実技指導、安全障害予防に関する知識、技能の指導、大会や練習試合などの引率、会計管理等を含む部活動の管理運営、生徒指導に係る対応、事故が発生した場合の現場対応などを行うことができます。従来の外部指導者と違い、身分が学校職員となり、顧問の立場も有することから、教員の働き方改革の一助となる制度ではありますが、人材の確保と課題はまだあります。

なお、本制度の周知を学校へ行いまして、中学校へは毎年、希望調査を行っておりますが、現在、希望はなされていない状況であります。

○議長（高橋裕子さん） 7 番。

○7 番（源嶋たまみさん） 今後はどのように進めていかれるのかお尋ねします。

○議長（高橋裕子さん） 黒木生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒木庄一朗君） お答えいたします。

今後の中学校の部活動につきましては、今年度に県から説明会が開催され、休日の部活動の段階的な移行を進め、その後、運動部活動は令和 7 年度に、文化部活動は令和 8 年度を目途に地域移行する説明がっております。

今後は、より充実した部活動の実施のため、適正な数の部活動設置の検討と並行しながら、中学校運動部活動社会体育移行検討委員会を設置し、協議を深め、小学校同様、スムーズな移行に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（高橋裕子さん） 7番。

○7番（源嶋たまみさん） 移行時の、社会体育への移行時の先生の関わり方は、どのようにされているのかという質問ですが、部活動として何もかも先生がされていたときに比べ、楽にとっても楽になられると思うし、働き方改革としても、とても有効な手段だと思いますが、その分、子どもたちの部活動に、部活動というか活動に関して、熱が入らないのではないかと思います。関わり方はどのようになるのか伺いたいです。

○議長（高橋裕子さん） 黒木生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒木庄一郎君） お答えいたします。

移行後ですね、先生方の関わりとしましては、まだ公式な情報がおりにきてない段階でございます。

今後ですね、中学校の部活動の社会体育移行を推進していく過程の中で、国県から示されていくものと考えております。

○議長（高橋裕子さん） 源嶋議員、今2番とおっしゃいましたけど、今の質問は3番の質問でよろしかったでしょうか。

○7番（源嶋たまみさん） はい。

○議長（高橋裕子さん） 7番。

○7番（源嶋たまみさん） できるだけ子どもたちには好きなスポーツや文化に触れてほしいと思いますので、町村の枠を超えて社会体育への移行や、吹奏楽部のように専門の先生がおられて成り立つ部活動もあると思いますので、良き方向への健闘を願って、この質問を終わります。

3の農家への支援についての質問に移ります。

①で、原油・物価高騰で農業経営は厳しい状況にあるが、支援はできないかという質問です。

原油・物価高騰で、農家経営は今、非常に厳しい状況にあります。非常高騰に関しては、国の制度で高騰分の7割まで補てんしてくれることになりましたし、1回目の申請も終わりました。

○議長（高橋裕子さん） 源嶋議員。1番の質問は、機械の購入に対してというところですけど、今、2番目を読まれているので、1番目からお願いします。

○7番（源嶋たまみさん） はい、すいません。

機械導入に対しての支援はという質問です。すいません。

機械を導入するにあたり、認定農家でさえも補助事業の対象になることができない状況です。国県の事業でもポイント制になっており、ほとんどの人がかかりません。昨年もたらぎ大地と我が家の2件だったと思います。

機械を買おうとしても、全額個人負担です。あと20年くらいは仕事できるけど、機械がねと皆さん言われます。

水上のように、認定農家や年齢に関係なく半額助成だといいいのですが、今の状況は、現役の任期を縮めている状況です。

本町では振興作物に使う機械等の助成があります。でもそれだけでは不十分です。

1人でも多くの農業者に頑張ってもらわないと、本町の農地は守っていきません。

どんなに大型機械になっても、スマート農業が進行しても、耕作できる面積には限界があります。勤めている人が定年退職してからでも、機械さえあれば十分にできるのが農業です。新規就農者には、農業次世代人材投資交付金といった制度や機械補助といった事業があり

ますが、中高年には何もないといった状況です。85 歳以上でもバリバリの現役で頑張っておられる人もおります。こういう人たちが頑張っておられるおかげで農地が守られています。

委員会でも課長が、高齢になってもできる農産物に必要な機械の補助などを考えていかなければというふうに言われていましたが、まさにそのとおりです。

大体 50 歳から 60 歳ぐらいの時に、もう俺の代はこれで最後かな、あと 20 年頑張れるかなといってトラクターを買われる方が多いです。その時、その機械が修理代がかさんだり、買い替える時期が来ます。それが大体 70 歳ぐらいです。

先ほども言いましたが、機械を買うか、離農するか選択になります。しかし今の機械は高く、今年みたいに円安で鉄骨が高いと、同じ機械でも昨年より 2 割以上値上がりしています。

担い手だけでは農地を守っていけない状況にある中で、離農されても困ります。

私の考えですが、還暦から古希・喜寿の間で使えるといった、町独自の補助事業を作ったかどうかと思います。

機械の償却期間は大体 7 年です。7 年間頑張ってもらえるだけでも助かるのですが、トラクターに関しては、20 年ほどは皆さん使われます。きっとこのトラクターが使えるまではと頑張っていただけだと思いますので、仕事は認知症の防止にもなりますし、思い切った町独自の支援の仕方を考えてはと思いますが、町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、産業振興課の方にも他町村の補助の状況とかですね、色々調べてもらったんですけど、なかなかどこにシフトしたらいいのかっていうのが、なかなか厳しいところがあります。

今言われた還暦・古希・喜寿ですね、このタイミングでっていうお話もありましたし、トラクター買われたら 20 年くらいは頑張っていただけというのもあります。

先ほどの、国の方から 7 割の補てんが燃油あたりあるんですけど、しかしその機械自体の補助がですね、ないものですから、その水上の、水上の方が半分、半額を出されているという状況、ちょっとそこらあたり詳しく、どういうふうな補助の実態があるのかですね、産業振興課の方で調べてもらいたいと思ってるんですが。

今おっしゃるように中高年の方々が離農されるということになると、もう耕作地がですね、どんどん荒れていってしまうので、そこあたり、そうですね、特に今回ロシアのウクライナ侵攻で飼料も肥料も農薬も燃油もみんな上がってますので、かなり農家の方々ご苦労されると、そういうことはもう本当にわかっておりますので、今後ちょっと、今どうするという事はなかなか言えませんので、ちょっと研究をさせていただければというふうに思います。

財源をどれだけ充てていくかっていうことになると、やはりこれは町がやる事業は、一応、他の事業との公平性も考えていかななくてはいけないというふうに思いますので、そこらあたり、ちょっと研究をさせていただければというふうに思ってます。

○議長（高橋裕子さん） 7 番。

○7 番（源嶋たまみさん） ②の原油・物価高騰で農業経営は厳しい状況にあるが、支援はできないかという質問にいきます。

原油・物価高騰で、農業経営は今、非常に厳しい状況にあります。肥料高騰に関しては、国の制度で高騰分の 7 割まで補てんしてくれることになりましたし、1 回目の申請も終わりました。

肥料だけではなく、農家は資材購入には多額の資金を要します。例えばメロン等をつくるハウスのビニールに関しても、水切り、サイドビニール、天井ビニールといった、一つのハウスを作り上げるまでに 5 枚のビニールないしポリ材を使います。それを止めるパッカーなどの消耗品もいります。

ちなみに 100mのハウス 1棟にかかる天井ビニール代に対しても、毎年上がっていて、去年も上がっていたのですが、約1枚が5万でした。今年は5万7,700円の計算になります。1枚について7,700円も上がっています。

高齢化で1軒がつくるハウス面積も減ってきています。これだけ資材が高騰すると、余計に減らす面積が増えると思いますし、実際、我が家でも減らしています。またハウス農家だけではなく、葉草に関して、葉たばこ栽培に関してでもポリ材を大量に使われます。

ちなみに、葉たばこ用のマルチは一本1,500円上がっているそうです。400m巻のポリ材なので、皆さんがたばこの畝を見て通られる4本行ったら1,500円高くなっている状況です。

必要経費なので、使わないなんてことはできません。暖房をたかれるハウスに関しては、支援があるような回覧が回ってきましたが、メロンに関して暖房を使えませんし、葉草や葉たばこ栽培に関しても路地栽培です。

農業は町の基幹産業です。町長も前回の同僚議員の一般質問で、町独自の支援を考えていくという答弁をされています。色んな支援の仕方があると思いますが、ビニール、ポリ材の助成をするなど、少しでも耕作面積が減らないような支援はできないのか、町長にお尋ねします。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、今年の2月24日以来ですね、その後、もう物価がどんどん上がってまして、特に資材の高騰というのは、非常にこう、普通の上がり方ではないですよ。

今あの農家の方に聞くと、もう飼料も入ってこないかもしれないというふうに言っておられましたので、本当にご苦労されてるということは本当によくわかります。

よくわかりますけれども、本当はこれは日本全体の問題なので、国がですね、何らかの形でやるっていうのが、国策として行うというのが本筋だとは思いますが、今、色々おっしゃいましたので、そこあたり私もまだはつきりちょっと勉強不足ですんでですね、ですからそこを、産業振興課とちょっと協議をさせていただきたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 7番。

○7番（源嶋たまみさん） この3番の農業支援についての質問は、本当に今、厳しい現状にある農家の支援としてとても大切な支援でありますので、ぜひ前向きな町独自の支援を考えていただきたいと思います。

4番の結婚新生活支援事業についての質問に移ります。

私たちの担当課ではないので、情報が入ってきません。

まず①の結婚チャレンジ補助事業の現況を伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君） それでは、お答えいたします。

結婚チャレンジ事業につきましては、結婚を希望する方を社会全体で応援する環境づくりを推進するために、独身の男女の出会いの場を提供するイベント等を実施する団体に対しまして、イベント等1回につき10万円を上限に助成を行う事業でございます。

助成の対象となる団体の要件としましては、団体の定款、寄附行為、規約、会則等の諸規定が整備されており、政治活動または宗教活動を行うことを目的とした団体でないことが要件となります。

この事業につきましては、令和元年度から取り組んでおりますが、新型コロナウイルス感染症の影響等もございまして、現在までに補助の実績はございません。

○議長（高橋裕子さん） 7番。

○7番（源嶋たまみさん） 私が農業委員の時に、女性農業委員の会でこだわってる農という婚活事業をやっていましたが、まさにこの事業が当てはまるようで、私たちがやっている

時にこういう事業があればよかったなと思っています。

こういう補助事業があるということを知らない方が多いのではないかと思いますので、情報の提供を各課と共有しながら広げていって、コロナが収まったらどんどん使ってほしい事業だと思っています。

②の結婚新生活支援事業の現況を伺いたいと思います。

この制度は令和4年1月から始まった事業のようですので、まず令和4年1月から現在まで、婚姻届の件数を伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 岡本住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（岡本雅博君） はい、事業の対象期間が今年の1月からということでございますので、1月から10月末まででございますが、本町に婚姻届を出された、それからあるいは夫婦のどちらかが本町に本籍を持っておられて、多良木町以外の自治体に婚姻届を出された件数を申し上げます。

件数といたしまして102件でございますが、そのうち両方とも、あるいはいずれかが多良木町に住民票を置かれている方の件数につきましては10件でございます。

○議長（高橋裕子さん） 7番。

○7番（源嶋たまみさん） 今年、婚姻届を出された方が102件、本町にどちらかが住所を置かれてる方が10件。

この本町に住所を置かれている方が少ないのにちょっとびっくりするんですけども、この支援事業についての現況を伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君） それでは、お答えいたします。

結婚新生活支援事業につきましては、結婚に伴います新生活のスタートアップにかかるコスト、住宅取得費用、住宅リフォーム費用、住宅賃貸費用、引っ越し費用に対しまして、60万円または30万円を上限に助成するものでございます。

この事業には令和2年度から取り組んでおりますが、助成の対象となられたご夫婦は、令和3年度に1件あったのみでございます。

今年度も数件、お問い合わせはありましたが、事前の聞き取りの段階で要件に該当されない方がほとんどで、現在のところ、助成の対象となられたご夫婦はございません。

○議長（高橋裕子さん） 7番。

○7番（源嶋たまみさん） 対象者としての要件はどのようなものですか。

○議長（高橋裕子さん） 新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君） 対象者でございますけれども、助成の対象要件は、令和4年1月1日から令和5年3月31日までに婚姻届を提出し受理されたご夫婦のうち、ご夫婦ともに39歳以下で、かつ生活所得が400万円未満の世帯が対象となります。

また助成額は婚姻日のご夫婦の年齢によって違ってきます。

ご夫婦ともに29歳以下の場合は60万円、ご夫婦のいずれか又はご夫婦ともに30歳から39歳以下の場合には30万円を上限に助成することになります。

○議長（高橋裕子さん） 7番。

○7番（源嶋たまみさん） いろいろ制限がたくさんあるようですけども、内容の見直しとかは考えておられるのか伺います。

○議長（高橋裕子さん） 新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君） それでは、お答えいたします。

この事業は、国の地域少子化対策重点推進交付金事業の一つでございます。国の実施要領がございまして、国の実施要領に基づき事業に取り組んでおります。

本町がこの事業に取り組んだ最初の年が令和2年度で、その時の所得要件は340万円未満

でございました。令和3年度に所得要件が400万円未満に上げられ、リフォームにかかる費用も対象となるよう内容の見直しが行われております。

また国からの情報によりますと、来年度は所得要件を500万円未満に上げられるとの情報が入っておりますので、来年度も事業を実施する場合には、国の要件に合わせて見直しを行う予定で考えております。

○議長（高橋裕子さん） 7番。

○7番（源嶋たまみさん） 最後の質問です。

今後の取り組みについて伺いたいという質問ですが、今までの課長の答弁を聞いていて、まず今年度に入って数件、問い合わせがあったが、事前の聞き取り段階で要件に該当されない方がほとんどだったということ。これは非常に重要だと思います。

また年齢制限や所得制限があるということ、年齢により支援額が変わるということ、引っ越し費用に関しても、レンタカーなどを借りて自ら引っ越した場合や、人に手伝ってもらい引っ越しをした場合の経費は対象外など、都会では業者を頼むかもしれませんが、この田舎では車社会ですので友達が手伝ってくれます。

このように、この事業には制約が非常に多いと思います。何歳になっても結婚して本町に住んでもらえることは歓迎すべきであり、それなりに支援してあげるべきだと思います。これは子育て支援以前の支援です。

国の事業なのでこの事業は動かせませんが、対象にならない方たちに対し、歓迎の意で応援できるのではないかと思います。町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、この結婚新生活支援事業というのはですね、先ほどちょっと課長が説明しましたが、400万円だったら、大体400万円くらい超えますよね、普通ですね。

何かこれ、もうちょっと要件緩和ができないのかと、こう読んで思うんですけど、その辺がちょっと不思議で、来年500万までしかですね、500万未満ということなんで、これもちょっと要件を緩和したらどうかなと私は個人的にはそういうふうに思います。

令和2年度から取り組んでましてですね、まだまだ対象となられたご夫婦が1件だけということですので、もう2人で400万円超えないというところあんまりないかなというふうに普通、思うんですけどね。今はほとんど2人で働いておられますのでですね。

もう少し対象が増えるような要件の見直しを、国県あたりでしてくれば良いんですけど、なかなかこれが私たちが考えるようなふうにはなっていないようですので、来年は所得の要件が500万ということで、まだ該当する人が何件か出てくるかもしれませんが、しかしまだまだ不十分だと思います。

来年の動向を見てですね、それでも対象が少ないようでしたら、毎年、各省庁に要望活動を行っておりますので、ここあたりは要望活動の中に入れるべきじゃないかなとも思います。町村の要望活動ですね。国が予算を組む前にお願いしに行くと、国がそれを認めてもらえばいいんですが、なかなかこういうのは、そうですね、国もわかってないんでしょうね、その地域の状況というのがですね。

また今、コロナ禍がありましたので、結婚に至るまでは、なかなか出会いの場を設定するというのは難しかったですけどですね、担当課からは今年、他町村で婚活のイベントをやったところ、少し何人か交際に発展したというところがあったということでしたので、これまで多良木町でも婚活イベントを行ってきましたけど、なかなか成果が出ませんでした。

やっぱり結婚するというのは、お互いの出会いの場を設定して、そこで知り合ってお互いの良いところがわかってっていう形にまずあの順序踏んでいくのでですね。なかなか簡単にはいかないのかもしれませんが、行政の力で難しい場合には、民間のそういう会社もあ

りますので、そういうところを前、使ったことがあるんですけどですね、そういうところを活用しながら、出会いの場を提供をするような活動をちょっとやっていかなくてはいけないかなというふうに思っています。

何かこうちょっと言い訳みたいな感じの答弁になってしまいましたけど、国の方でもうちょっとこれは本気で考えていただけないと、ずっと今まで少子化の問題は言われてきてまして、今でもまだ予算がついてない部分がたくさんありますので、こういう切実な部分からですね、解消していければというふうに思っていますので、そういう努力をしていきたいというふうに思っています。

○議長（高橋裕子さん） 7番。

○7番（源嶋たまみさん） 町長も言われたように、この制度には物すごく制限がありまして、該当しない方がほとんどだと思います。

この国の支援じゃなくて、この町自体で結婚されたらこういう支援がありますっていうのを多分、打ち出していかないと、なかなか結婚数も増えないし、やはりよそに移住、移住というか住居を構えられる方が増えるのではないかと思います。

あさぎり町に家を建てると補助金がもらえるといつて、あさぎり町に移住される方もいらっしゃると思います。湯前町に家を建てると、上下水道の引込み代がちょっと安くなるっていう話も伺ったことがあります。

本町はとても住みやすい町なのに、移住定住に際してこれといった目玉事業がないように思います。もっと住みたくなる町を目指して、思い切った政策をお願いしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（高橋裕子さん） これで、7番源嶋たまみさんの一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

(午後 1 時 34 分散会)